

修理する権利と知的財産

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部
プリンシパル 矢島 大輔

株式会社野村総合研究所 サステナビリティ事業コンサルティング部
シニアコンサルタント 中田 北斗



1 はじめに

「修理する権利」とは、「消費者は合法的に購入した製品を、メーカーやメーカー公認の修理業者に修理を依頼するのではなく、直接自分で修理するか、あるいは自分が選んだ修理業者に依頼して修理する権利を持つべきである」という考え方に基づいた権利とされている^{※1}。

昨今、この修理する権利の法制化が、米国では、電子機器の拡大に伴う修理をきっかけとした新たな産業の育成という視点で、欧州では、電気・電子機器を中心とした製品の生産者や販売者の責任を規定し、循環型社会の構築を促進させるという視点で、それぞれ進められており、消費者の選択枝を増やす、という視点で共通している。

製品を、メーカーもしくはメーカー公認の業者以外が修理するためには、製品や製品を構成する部品の仕組みや構造など、修理に必要な製品に関する情報が不可欠であり、当該情報について、これまでは知的財産として積極的に公開してこなかったものが含まれる可能性がある点で、これまでの知財戦略上の対応とは異なる対応が求められる懸念が広がりつつある。

知的財産法の視点から修理する権利を研究した報告として君嶋の報告書がある^{※2}。

君嶋は、米国と欧州における修理する権利の法的位置づけと関連判例を紹介し、修理する権利を特許

権の消尽理論（特許権者から正当な方法で取得した特許製品の使用や再販売などにおいて、特許権の侵害とはならないことを説明する理論）に置き、修理と再生産（例えば、インクカートリッジなどをユーザーの使用後に回収し、インクカートリッジを製造もしくは販売した者以外の者がインクを補充するなどの行為）について、製品の耐用期間（メーカー等により設定された、当該製品が有する機能を発揮し続けることができる期間）で論じる従来の考え方を再検討している。

修理する権利については、例えば米国では、デジタルミレニウム著作権法（DMCA。合衆国法典第5編、第17編、第28編、第35編の各編に法典化）により、スマートフォンや家電製品、医療機器、農業機械などの著作物に組み込まれた技術的保護手段を回避することは違法とされており、これは、消費者や第三者の修理業者が知的財産権の侵害責任を問

※1 The Right to Repair: Recent Developments in the USA / WIPO/ https://www.wipo.int/wipo_magazine_digital/en/2023/article_0023.html

※2 修理する権利：知的財産法の視点から／特許庁委託 令和4年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書／2023年3月／君嶋祐子

われる可能性があることを示唆している^{※3}。

一方で、「修理する権利は、半世紀にわたるコモ
ンロー上の財産権の法理にしっかりと根ざしてお
り、19世紀半ば以降、米国の知的財産法の下で明
確に認められてきた」とする主張もある^{※4}。

いずれにせよ、一つの流れとして、修理する権利
により、消費者が適法で購入した製品について継続
使用を前提に修理することは、知的財産権を侵害せ
ず、メーカー担当者は、米国と欧州の法制度に基づ
き、消費者に対する製品修理に関わる情報や、修理
のためのツール、さらに修理用部品の継続的な提供
義務への対応を迫られることになる可能性は否定で
きない。

本稿は、米国と欧州における修理する権利が対象
とする、製品やサプライチェーンに関連して各主体
に課される義務などを整理し、その上で、修理する
権利と知的財産権の関係の整理に係る一つの考え方
を示す。

2 米国と欧州における修理する権利の状況

修理する権利に関する議論が活発化している米国
と欧州では、議論を取り巻く状況が少し異なる。本
章では、1) 修理する権利に関する議論が巻き起こ
った背景と論点、と、2) 対象製品と製造業者に課せ
られた義務、という二つの観点から米国と欧州の状
況を整理する。

1) 修理する権利に関する議論が巻き起こった背景 と論点

米国における修理する権利の議論は、主に独占禁
止法・競争法の文脈によるものが大きく、市場の適
切な開放が主な論点となっていると考えられる。一
方で、欧州においては、サステナビリティの文脈が

表に立っており、環境負荷の低減や資源の持続的な
利用などが論点となっている。

(1) 米国における独禁法・競争法を背景として展開 される議論

2021年7月、バイデン政権によって「競争
促進に関する大統領令 (Executive Order on
Promoting Competition in the American
Economy)」^{※5}が公布された。米国の修理する権利
の議論は、主にこれを背景とするものであり、修理
機会の制限によって消費者が被るコスト増や技術革
新の阻害、修理事業者の事業機会損失などが論点と
なっている。

米国における修理する権利の法制化に向けたロビ
イング等を積極的に行ってきた米国 iFixit は、Self-
Repair Manifesto の中で「If you can't fix it, you
don't own it」といったスローガンを掲げている。
これは、修理する権利が所有権と一体である、とい
った考えに基づき、消費者の損失に焦点を当て、電子
機器の修理情報の提供や、修理用部品の販売で急成
長している。

修理する権利に対して、従来は、安全性や品質保
証などの観点から否定的な立場をとる製造業者が
多かったが、近年、一部の電子機器製造業者など

※3 World Intellectual Property
Organization WIPO マガジン「修理す
る権利：米国における最近の動向」2023
年8月

※4 米国下院司法委員会 裁判所・知的
財産・インターネット小委員会 2023年7
月18日 ミシガン大学教授 ヒアリング要旨

※5 THE WHITE HOUSE 「FACT
SHEET: Executive Order on
Promoting Competition in the
American Economy」2021年7月9日

が修理する権利の一部を認める方向に動いている。iFixit はそうした企業との提携も進めており、例えば Google 社や Microsoft 社、Hewlett-Packard 社とは、一部地域において修理部品や修理ツールを同梱した修理キットの販売を連携して進めている^{※6}。

同様の対応は一部の国内企業でも検討されているが、日本国内において、電波を発生する機器の取り扱いには「技術基準適合証明」^{※7}を受ける必要があり、資格を持たない個人が修理を行うことは電波法違反に問われる可能性があることが課題となっている。

(2) 欧州におけるサステナビリティ観点での議論

欧州においても独禁法・競争法の文脈は内包されているが、議論の中心は、2019年に欧州委員会が発表した、50年の気候中立目標の達成と経済成長の両立を目指し、広範な政策分野を対象として欧州経済社会の構造転換を図る新経済成長戦略「欧州グリーンディール (European Green Deal)」から連なる一連のサステナビリティに関わる文脈によるものである。20年11月の欧州議会による「持続可能な単一市場に関する決議」では、消費者における再利用文化の促進、製品寿命の延長、廃棄物減少のための充電器の共通化、製造から廃棄までのバリューチェーン全体の構造的改革などの項目が挙げられ、サステナビリティの実現に向けた方向性が示された。

「製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令案 (Proposal for a Directive on common rules promoting the repair of goods)」^{※8}は、環境保護と消費者保護の確保、および域内市場の適切な機能に寄与することを目的として2023年3月に、循環型経済行動計画に基づく政策パッケージの一環として欧州委員会により公表された。環境保護

については、使用可能な製品が早期に廃棄されることによる環境への悪影響を指摘、消費者保護といった観点では、「売り手の責任の範囲外」の欠陥（瑕疵：かし）について、製造業者が消費者の要求に応じて、有償あるいは無償で修理する義務を負うことを定め、修理義務に関係して、製造業者が消費者に対して関連する情報を提供することを義務付けている。この指令案は24年2月にEU理事会と欧州議会によって暫定的な政治合意に達している^{※9}。

さらに、2024年7月に施行された「持続可能な製品のためのエコデザイン規則 (Ecodesign for Sustainable Products Regulation : ESPR)」^{※10}では、製品の修理可能性等に係る情報開示の義務が定められている。

2) 対象製品と製造業者に課せられた義務

米国では、いくつかの州において修理する権利に係る具体的な要件が州法により定められている。欧州では、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」によって要件の大枠は形成された一方で、具体

※6 iFixit [We're teaming up to bring you official parts]

※7 総務省 電波利用ホームページ「基準認証制度」

※8 European Commission ウェブサイト [Proposal for a Directive on common rules promoting the repair of goods] 2023年3月22日

※9 European Council ウェブサイト [Circular economy: Council and Parliament strike provisional deal on the right to repair directive] 2024年2月2日

※10 European Union ウェブサイト [REGULATION (EU) 2024/1781 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL] 2024年6月28日

図表 1 米国の州法による規定

	ニューヨーク州	ミネソタ州	カリフォルニア州
名称	Digital Fair Repair Act	Digital Fair Repair Act	Right to Repair Act
施行	2023年12月	2024年7月	2024年7月
対象製品種	<ul style="list-style-type: none"> 2023年7月1日以降に製造・販売・使用された、マイクロチップに依存する、10ドル以上の消費者向け電子機器 家電機器、医療機器、自動車、農業用トラクターなどは除外 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年7月1日以降に販売された、マイクロチップに依存する、電子機器 自動車、医療機器、オフロード機器（農機具など）、ビデオゲーム機、蓄電装置などは除外 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年7月1日以降に製造・販売・使用された、マイクロチップに依存する、50USドル以上の電子機器および家電機器 医療機器、ビデオゲーム機などは除外
非製造者等による修理品に対する保証期間内の保証有効性	<ul style="list-style-type: none"> 独立修理業者や所有者が行った修理・診断・保守・変更の結果として生じた、機器、人、財産の損害・傷害について、製造業者・認定修理業者は責任を負わない 		
修理等に必要な書類（マニュアル、図など）の提供に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者によって、無償で提供されること（印刷・郵送などの実費を除く） 		
修理等に必要な部品の提供に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者あるいは認定プロバイダーが「合理的な」コストと条件で提供すること 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者が認定修理業者に提供する際の最小コストで提供されること 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者が認定修理業者に提供する際の最小コストで提供されること
修理等に必要なツールの提供に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> 使用における許可を必要とせずに、無償で提供されること（印刷・郵送などの実費を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者が認定修理業者に提供する際の最小コストで提供されること 	<ul style="list-style-type: none"> 非物理的なものは無料で提供すること 物理的なツールは、ツールの使用権を制限せず、修理の「効率的で費用対効果の高いパフォーマンス」を損なわない方法で提供されること
修理等に必要な書類、部品、ツールの供給責任期間	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 州内での電子機器の最初の販売後60日以内に提供されなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 50～99.99USドルの製品は最終製造日から3年間 100USドル以上の製品は最終製造日から7年間
サードパーティーの部品に対する製造業者の品質保証責任	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 		
知的財産の保護等	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者が、企業秘密を開示すること、または知的財産権を所有者または独立系修理業者にライセンス供与することを義務付けるものと解釈されてはならない 	<ul style="list-style-type: none"> 公正かつ妥当な条件で文書、部品、ツールを提供する必要がある場合を除き、製造業者が企業秘密を開示したり、知的財産を所有者または独立系サービスプロバイダーにライセンス供与したりすることを義務付ける規定はない 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者に対して、企業秘密の開示や、著作権や特許権などの知的財産のライセンス供与を義務付けるものではない

出所) 各州法より NRI 作成

的な内容は製品種ごとに今後、段階的な検討が進む予定である。

(1) 米国の各州法における規定

2021年7月に署名された「競争促進に関する大統領令」は、製造業者が個人や独立修理事業者による修理を妨げることを禁止する規則の制定について、連邦取引委員会に対して要求するものであった。

これを契機として、米国内の一部の州では、修理する権利の具体的な実現に向けた法案の検討が

進み、2022年12月には、ニューヨーク州で電子機器における修理する権利の法制化（Digital Fair Repair Act^{※11}）が示され、23年12月の施行に至った。その後、ニューヨーク州に続く形で、他の数州でも施行に至っている^{※12}。図表1では、ニュー

※11 The New York State Senate ウェブサイト [Senate Bill S4104A]

※12 Repair.org [What are my repair rights?]

ニューヨーク州、ミネソタ州^{※13}、カリフォルニア州^{※14}の3州における州法の規定概要を整理している。

対象製品種は、いずれの州においても限定されており、2021年あるいは23年以降に州内で製造、販売、あるいは使用された電子機器などが対象とされている。ニューヨーク州は家電機器、医療機器、自動車、農業用トラクターなどは除外しているが、カリフォルニア州では、家電は対象製品に含まれるなど、州によって差異がある。

独立修理事業者や消費者による修理を妨げないため、いずれの州においても、製造業者に対して、修理等に必要なマニュアルや図面などの文書は、印刷・郵送費用などの実費を除いて、無償で提供することを要求している。

修理部品および修理ツールについては、州によって若干の違いはあるが、無償あるいは最小コストでの提供が求められている。

修理部品の供給責任としては、カリフォルニア州法において製品価格に応じた期間（3年間あるいは7年間）が規定されている。部品がサードパーティーによって製造・供給されることも想定されるが、こうした部品に対する品質保証については、いずれの州においても規定がない。

なお、製造業者の権利保護に関しては、製造業者の知的財産権が保護される旨を各州法は明記している。例えばニューヨーク州は、「製造業者が、企業秘密を開示すること、または知的財産権を所有者または独立系修理事業者にライセンス供与することを義務付けるものと解釈されてはならない」としている。

(2) 欧州における規定

欧州では、2024年2月にEU理事会と欧州議会で暫定的な政治合意に達した「製品の修理を推進するための共通ルールに関する指令案」において、修

理する権利に係る規定が記載されている。

消費者が製品の故障に対して、修理サービスの利用よりも新品製品の買い替えを選択することが多いといった現状に対して、現行の物品販売指令^{※15}の見直しなどを行っている。2年間の法定保証期間における販売業者の修理義務を規定する物品販売指令に対して、本指令案では法定保証期間外においても、消費者からの要請に応じて修理サービスを提供することが義務付けられている。この義務は製造業者が負うものであるが、契約に基づいて修理事業者に委託をすることも可能である。

対象製品としては、ESPRで修理可能性要件が規定されている製品となる。これは、食品、飼料、医薬品、自動車等を除くほぼ全ての製品群が該当する。なお、ESPRの実効性を高めるために、製品種ごとの具体要件について、ステークホルダー協議および委任法令の策定を欧州委員会が段階的に今後進めることとなっている。ESPRではエコデザイン要件の一つとして「修理可能性」を掲げており、製品種ごとの具体要件の中で修理する権利に係る詳細が新たに規定されていくものと考えられる。

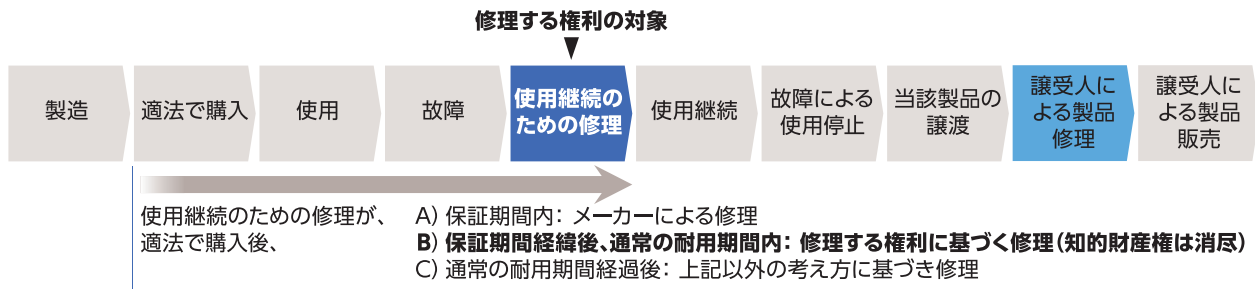
「故障製品の修理」と「新品製品との交換」という二つの対応選択肢における優先順位については、2023年3月の欧州委員会からの提案から一部変更が行われている。欧州委員会の提案では、保証期間中においては、交換費用が修理費用と同等、あるいは

※13 Minnesota Legislature ウェブサイト [SF1598] 2023年10月25日

※14 California Legislative Information ウェブサイト [SB-244 Right to Repair Act] 2023年10月12日

※15 European Union ウェブサイト [DIRECTIVE (EU) 2019/771 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL] 2019年5月22日

図表 2 修理する権利が対象とする期間の考え方



出所) NRI 作成

は上回る場合は、製造業者に修理の優先を義務付けていた。政治合意においては、消費者が修理と交換のいずれかを選択することが規定された^{※16}。

3 修理する権利と知的財産権の関係の整理に係る一つの考え方

修理する権利と知的財産権の関係を、1) 修理する権利が対象とする期間と、2) 消費者が修理する権利を行使する際に必要なもの、以上二つの観点から整理する。

1) 修理する権利が対象とする期間の考え方

修理する権利が、消費者による使用継続のための修理に適用されると考えると、適法で購入された後の期間に応じて三つの考え方がある。

一つ目は、メーカーの保証期間内に修理が行われるケース (図表 2 中の A) であり、二つ目は、保証期間経過後で、当該製品の通常の耐用期間内と想定される期間内で修理が行われるケース (同 B)、三つ目は、通常の耐用期間を経過した後に修理が行われるケース (同 C) である。

修理する権利は、米国と欧州の法律から二つ目の期間に該当するものと考えられ、メーカーの部品提供等は、この「通常の耐用期間内」で対応すること

になる。

2) 消費者が修理する権利を行使する際に必要なものという観点での考え方

修理する権利の行使に当たっては、大きく (1) 修理を可能とする製品の構造等に関する情報の提供、(2) 修理を可能とするツールの提供、(3) 修理を可能とする交換部材/部品の提供、以上三つが必要になると考えられる (図表 3)。

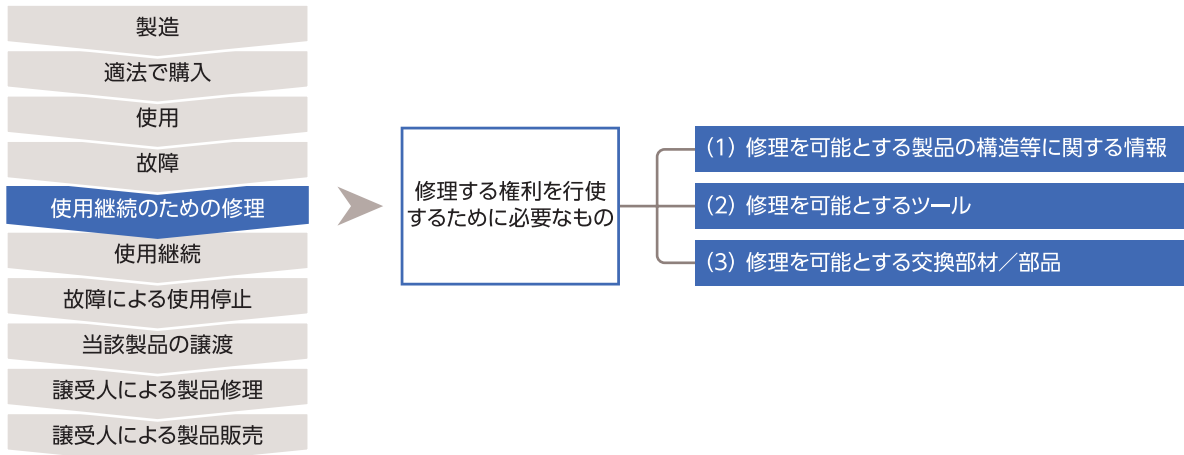
(1) 修理を可能とする製品の構造等に関する情報の提供

修理を可能とする製品の構造等に関する情報は、知的財産等の観点から①公開に安全上も秘匿性にも問題がない情報、②安全上の理由で公開できない情報、③知的財産上の理由で公開できない情報 (秘匿化している構造等に関する情報)、の三つに分類することができる (図表 4)。

②安全上の理由で公開できない情報については、例えば内部の構造にアプローチすると感電などの危

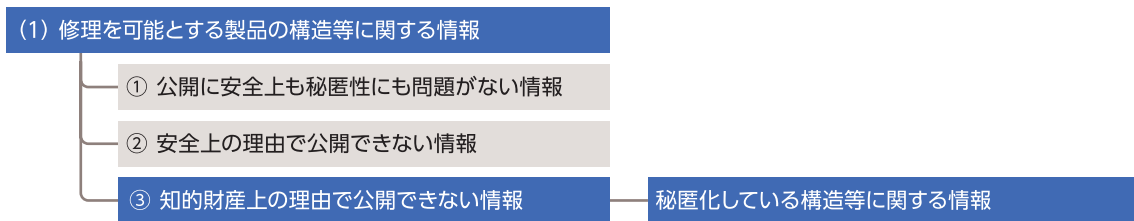
※ 16 European Council ウェブサイト [Circular economy: Council and Parliament strike provisional deal on the right to repair directive] 2024 年 2 月 2 日

図表3 修理する権利を行使するために必要なもの



出所) NRI 作成

図表4 修理を可能とする製品の構造等に関する情報の知的財産等の観点による分類



出所) NRI 作成

危険が生じる可能性があることを踏まえ、危険性のないレベルまでの分解にとどめておくことを示す情報などとなる。

③知的財産上の理由で公開できない情報については、特許など、知的財産化することで公表されてしまう不利益を避けたい構造や処方などに関する情報で、通常はブラックボックス化し、製品にあっても消費者の目に触れることのない情報となる。

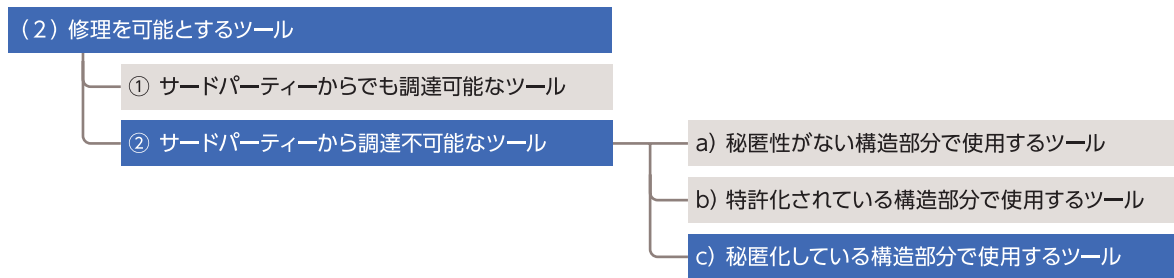
構造や成分の解析や分析に関する技術は日々進化しており、これらを応用したリバースエンジニアリングに関する技術は“隠すこと”を容易にさせず、ブラックボックス化したい知的財産も、ブラックボックス化していたはずの知的財産が許可なく実施されている状況も明らかとすることができるレベル

に達している。

修理する権利に基づき公表することが求められるものの、できれば秘匿したい情報であって、修理する権利以外の目的を持った者が当該情報を得ることを避けたいと考えても、AIの活用や先のリバースエンジニアリングに関する技術の現状は、もはや、公表しても、公表しなくても、状況に変わりはない状態に至っているものと考えられる。

このように考えると、修理を可能とする製品の構造等に関する情報の提供で、修理する権利への対応が新たに必要になったからといって、知的財産の保護等において新たに、また特別な対応が求められる

図表5 修理を可能とするツールの知的財産等の観点による分類



出所) NRI 作成

(2) 修理を可能とするツールの提供

修理を可能とするツールは知的財産等の観点から、①サードパーティーからでも調達可能なツールと、②サードパーティーから調達不可能なツール、以上二つに分けることができ、②については、a) 秘匿性がない構造部分で使用するツールと、b) 特許化されている構造部分で使用するツール、c) 秘匿化している構造部分で使用するツール、の三つに分けることができる（図表5）。

a) と b) については、知的財産保護の観点からの課題はないと考えられるが、例えば、製品固有の特殊な構造をしたネジを操作するネジ回しのようなツールで、ツールの購入場所が限定されたり高価格であったりする場合には、独禁法などの適用を受ける可能性がある。

c) については、メーカーとして、できる限り提供を避けたいツールであるが、その使用において、修理する権利に基づき、消費者が製品などを自ら継続使用するための使用とそれ以外の使用を区別することができず、これは修理する権利により発生する課題ともいえるが、一方で、(1)③と同様“隠すこと”を容易にさせない技術の向上により、もはやツールを提供しないことが秘匿化に結び付く状況にはないものと考えられる。

このように考えると、修理を可能とするツールの

提供でも、修理する権利への対応が新たに必要になったからといって、知的財産の保護等において新たに、また特別な対応が求められる措置は発生しないものと考えられる。

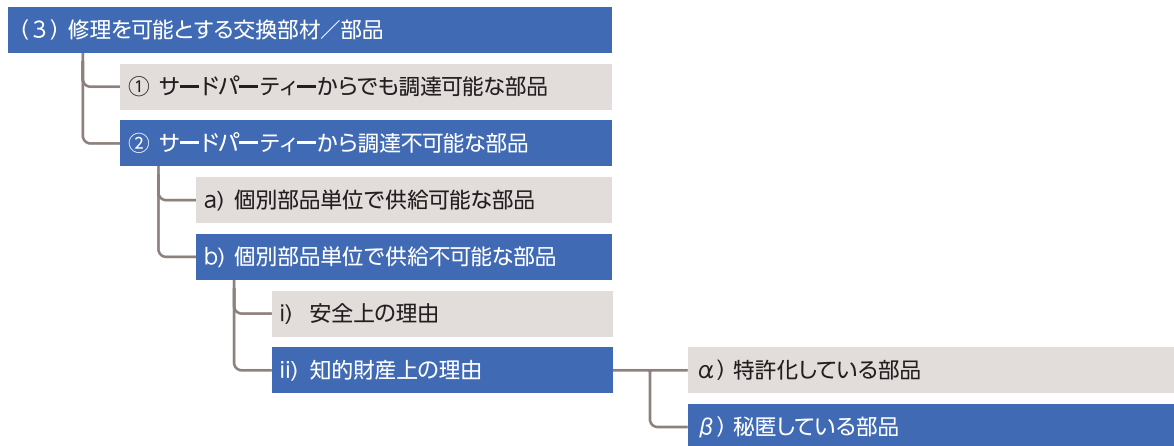
(3) 修理を可能とする交換部材／部品の提供

修理を可能とする交換部材／部品は知的財産等の観点から、①サードパーティーからでも調達可能な部品と、②サードパーティーから調達不可能な部品、以上二つに分けることができ、②は、a) 個別部品単位で供給可能な部品と、b) 個別部品単位で供給不可能な部品（アセンブリーとしての提供のみが可能な部品）、の二つに分けることができ、b) は、i) 安全上の理由と、ii) 知的財産上の理由、の二つに分けることができ、ii) は、α) 特許化している部品と、β) 秘匿している部品、の二つに分けることができる（図表6）。

①については、サードパーティー製の部品を使用して修理された製品の品質保証の問題があるが、修理する権利がそもそも保証期間を経過した後を対象とし、メーカーやメーカーが認定した業者等以外が修理した製品について、メーカーがその責任を負う必要はない。

b) は、構造特許で構成された部品群などであり、これもα) 特許化している場合には、情報は公開さ

図表6 修理を可能とする交換部材／部品の知的財産等の観点による分類



出所) NRI 作成

れていることから特許により技術を保全できるが、β) 特許化等は行っておらず秘匿している構造を有した部品群となり、メーカーとして個別部品として供給することを避けたい部品となる。

一方で、これらの部材／部品群にしても、これまでの(1)と(2)の考えと同様、課題は“隠すこと”を容易にさせない技術の向上とその実施であり、もはや交換部材／部品を提供しないことが秘匿化に結び付く状況にはないものと考えられる。

このように考えると、修理を可能とする交換部材／部品の提供でも、修理する権利への対応が新たに必要になったからといって、知的財産の保護等において新たに、また特別な対応が求められる措置は発生しないものと考えられる。

なお、特許化せず、一方で先行開発と製品への使用について知的財産を守る取り組みは、先使用権の主張を目途として、ブロックチェーンを使用した技術開発等関連文書の保存に係る取り組みがすでに進められており、リバースエンジニアリングにより構造や処方等が明らかになり、その活用が図られたとしても、対抗するための手段は存在しているといえる。

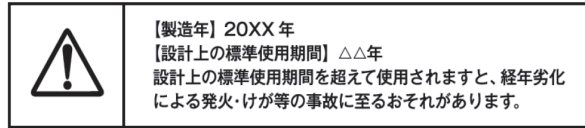
4 耐用期間について一定のコンセンサスは得られるか

本稿では、「通常の耐用期間内」という言葉を多用してきた。では、実態として、耐用期間について一定のコンセンサスを得ることはできるのだろうか。

耐用期間について、1978年7月に設立された、家庭電気製品の製造業者と関係団体、小売業者により構成されている公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会は、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づき、業界として「公正競争規約制度」を定めている。この制度は「製造業表示規約」と「製品業景品規約」「小売業表示規約」から構成され、「製造業表示規約」の中で「補修用性能部品表示対象品目と保有期間」を示し、対象品目については「当社は、この〇〇〇〇(家電品の品名)の補修用性能部品を製造打切後〇年保有しております」といった表示例として示している^{※17}。電気冷蔵庫で9年、電気洗

※17 公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会ウェブサイト「別表3 補修用性能部品表示対象品目と保有期間」

図表7 長期使用製品安全表示制度に基づく表示サンプル



出所) 経済産業省ウェブサイト「電気用品安全法」長期使用製品安全表示制度

濯機で6年、カラーテレビで8年などと示されており、「耐用期間」の一つの考え方と捉えることができる。

一方で、電気用品安全法に基づく「長期使用製品安全表示制度」では、経年劣化による事故が多い製品について、標準使用期間や注意事項の表示が義務付けられており、図表7のような表示サンプルが示されている。なお、「標準使用期間」とは、関連工業団体等の自主基準に基づき設定された標準的な使用条件の下で使用した場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、各社が設計上、設定した期間となる。

欧州委員会のエコデザイン規則においても、修理用部品の供給は、EU市場への最後の上市から最低7～10年間の在庫保証を義務付けており、「耐用期間」については、一定のコンセンサスが得られるものと考えている。

5 修理する権利を契機として企業の知的財産管理の考え方を再考することができないか

これまで見てきた通り、修理する権利により、法律に従い、消費者が自らの使用継続のために修理することのみを考えると、新たに特別な対応が求められる知的財産の保護等に係る措置は存在しないものと考えられる。

一方で、修理する権利の普及を見据え、製品に関

する知的財産管理の考え方の整理に役立たせることはできないだろうか。

例えば、製品に関する知的財産の種類を、「製品の世代や種類を超えて保全されることが求められる知的財産」と「当該製品の耐用期間内に限って保全されることが求められる知的財産」「保全の必要がない事項」に分け、知的財産保護の方法を「特許権化（意匠権や実用新案権を含む）」と「先使用権主張のための取り組み」に分け、これをマトリクス（図表8の①から⑤に分類）で管理、①については特許権を維持するための費用が比較的長期となるが、③については、当該製品の耐用期間内に限ることで費用の抑制を図ることができる可能性がある。②と④についても、①と③の関係と同様、製品の耐用期間内で管理することで、不必要な管理費用の削減に結び付くことが期待される。なお、秘匿化という手法については、修理する権利以前の問題として、検査技術の精密化およびAIによる類推化が急速に進む現代にあって、リバースエンジニアリングなどによって解明されない事項はもはやなくなりつつあり、その意味で特許権化もしくは先使用権主張のための取り組みのいずれかに移行することが求められる。

6 修理する権利と特許法、競争法

本稿の作成において、慶應義塾大学法学部・大学院法学研究科の君嶋祐子教授（知的財産法）にご指

図表 8 製品に関する知的財産の種類と保護の方法による分類の一つの考え方

知的財産の種類	知的財産保護の方法		
	特許権化	先使用权主張のための取り組み	秘匿化
製品の世代や種類を超えて保全されることが求められる知的財産	①	②	左記の方法に移行
当該製品の耐用期間内に限って保全されることが求められる知的財産	③	④	左記の方法に移行
保全の必要がない事項	⑤		

出所) NRI 作成

導を賜り、意見交換させてもらう機会を頂戴した。

前述の君嶋の報告書では、特許法 1 条の目的に立ち返り、「全体製品の性能を変更しないような全体製品と部品・部材との接続部分の形状や、接続部分に使用するためのプログラムや IC チップの開発よりも、全体製品の性能を向上し環境負荷を減らすような発明や、既存の全体製品市場やそのアフターマーケットとは異なる市場を創設するような発明を奨励し、それにより新規産業を創出し、あるいは循環経済に資するビジネスモデルを社会に普及することが、『産業の発達に寄与』するといえるのではないか。その意味で、特許権の取得・行使において、社会経済的要請を考慮することが重要である」として、さらに「特許権の取得・行使により、新規産業の創出や循環経済の構築が妨げられるような場合には、イノベーションは阻害され、産業の発達は妨害されるだろう」としている。

また、競争法の観点では、「修理か再生産かが問題となる消耗部材の再生や部品交換は、(中略)製品市場のアフターマーケットへの参入を妨げる競争法ないし独禁法違反事例の一類型に位置付けることができる」とし、「特許権、著作権、情報セキュリティ、製品品質の保護の名の下に、修理業者、メンテナンス業者、リサイクル業者の市場参入を妨げたことが

疑われる事例は古今東西存在する」としている。

修理する権利にのみ関わることではないが、今後、企業が提供する付加価値・差別化のポイントの検討においては、上記を踏まえたより一層の熟慮が必要となり、君嶋教授との意見交換を通じて、これは、企業の知的財産管理に関わる者の力量が試される場面であることを認識した。

また、意見交換を通じて、修理する権利により、例えば省エネ性に劣る製品の長期使用や、修理産業の保護にばかり目が向き、製品の長期使用により先端機能を有した製品の販売が減少、それに伴い、リスクを伴う先端技術開発の実施をメーカーが抑制してしまう可能性など、一企業としてではなく、社会として対峙(たいじ)すべき新たな課題が顕在化する可能性についても、改めて認識させられた。

7 おわりに

本稿では、修理する権利と知的財産権の関係の整理に係る一つの考え方として、修理する権利により、法律に従い、消費者が自らの使用継続のために修理することのみを考えると、新たに特別な対応が求められる知的財産の保護等に係る措置は存在しないものと整理し、一方で、修理する権利の普及を見据え、

製品に関する知的財産管理の考え方の整理の例として、知的財産の種類と知的財産保護の方法によるマトリクスを示した。

本稿は一般論を展開したにすぎず、今後、それぞれの製品の特性や特徴に応じた検討を進めていきたい。

最近のテレビ番組で、古い電化製品等を修理し機能のよみがえりを図る職人の取り組みが紹介されることがある。職人が提供するサービスは、単なる機能のよみがえりにとどまらず、消費者の製品に対する思いを呼び起こし、時として心の豊かさや生きる活力をも提供しているように感じられることがある。修理する権利は、資源の持続性を担保する一つの措置であるとともに、社会の活力を持続させる措置の一つになりえるだろうか。

(監修：駒村 和彦)

謝辞

本稿の作成において、貴重なお時間を頂戴しご指導いただきました、慶應義塾大学法学部・大学院法学研究科の君嶋先生に、改めてお礼を申し上げます。

- …… 筆者
- 矢島 大輔 (やじま だいすけ)
- 株式会社 野村総合研究所
- 社会システムコンサルティング部
- プリンシパル
- 専門は、グリーンイノベーション支援。博士(工学)、2級知的財産管理技能士
- E-mail: d-yajima@nri.co.jp
- …… 筆者
- 中田 北斗 (なかた ほうと)
- 株式会社 野村総合研究所
- サステナビリティ事業コンサルティング部
- シニアコンサルタント
- 専門は、循環経済(サーキュラーエコノミー)および自然資本・生物多様性(ネチャーポジティブ)に関わる事業戦略立案、情報開示支援、政府・官公庁の政策立案など。博士(獣医学)、獣医師
- E-mail: h6-nakata@nri.co.jp